

大阪市立淀川小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考え方をもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「笑顔で あいさつのできる子ども」育成のために「淀川小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の5点をあげる。

- ① 全校朝会や学級指導において、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」ことであるとの雰囲気を学校全体に醸成する。
- ② 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図り、読書活動・体験活動などの推進に計画的に取り組むとともに命の大切さを学ぶ機会を設ける。
- ③ いじめに関するアンケートを定期的に行い、早期発見に努めるとともに児童及び保護者がいじめについて相談できるよう教育室やカウンセリングルーム等を活用する。
- ④ 児童が自己有用感を高めることができるような場面や困難な状況を乗り越えることができるような体験の機会を設ける。
- ⑤ いじめに関して加害・被害の保護者に迅速に事実関係を伝えるとともに地域・警察署・関係諸機関との連携を密にする。

3. いじめの未然防止についての取組

<基本姿勢>

いじめは、どの児童にも起こりえることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全ての教職員で行う。

(1) 授業改善について

①学習規律の確立や配慮を要する児童への対応

学校生活におけるきまりやルールについて、その目的や内容等を児童に教え、学校全体で統一した指導を行う。

②「わかる授業」づくり

日々の1時間1時間の授業を大切にし、授業計画、授業準備を綿密に行い「わかる授業」を展開する。また、TTや習熟度別少人数授業において、個に応じたきめ細かい指導を行う。

(2) 自己有用感を高めるために

①友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくり
授業等の学校生活の様々な場面で、一人一人が活躍することができる活動を充実させる。また、あいさつ指導を通して、人とのつながりや思いやりの心を育てる。

②児童生徒を認め、誉める指導を充実させるための取組

学級活動や朝の会、終わりの会などを活用し、お互いのよいところを伝え合う活動時間を設け、思いやりの心や自尊感情を育てるとともに、集団の一員としての所属感を高める。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

学校教育全体を通して、次の4点を常に意識した取組を行い、いじめを許さない、見逃さない雰囲気を醸成する。

- ・道徳教育や学級活動の充実を図る取組
- ・命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取組
- ・「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導
- ・情報モラルに関する取組

4. いじめの早期発見についての取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・児童観察の充実と情報の共有化
- ・アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用、外部機関との連携
- ・いじめ相談窓口の周知

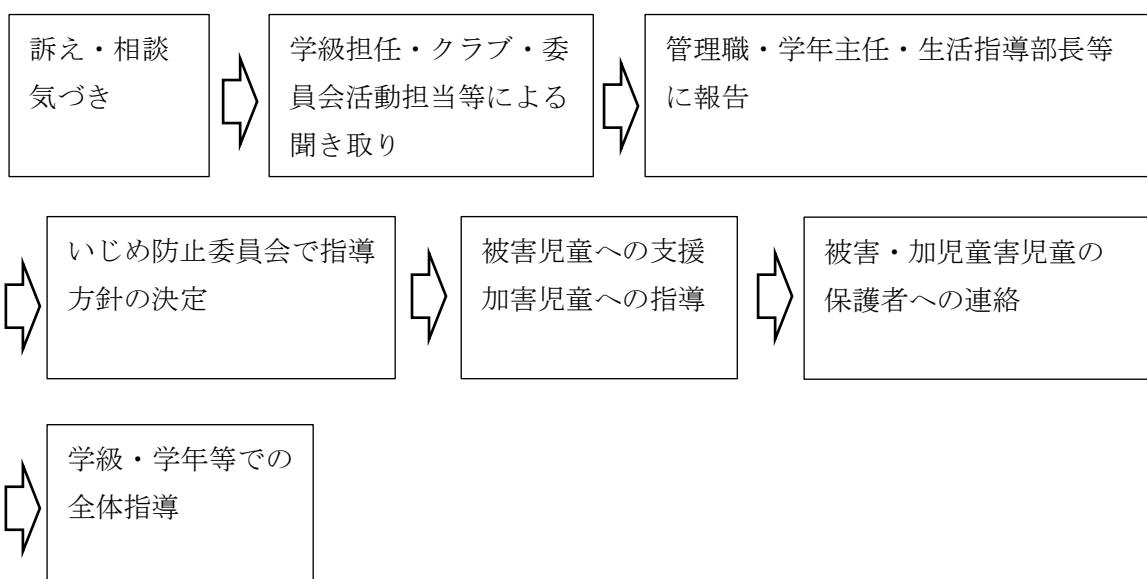
5. いじめの早期解決についての取組

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

① 組織的な対応

- ・いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制
- ・全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制（情報の共有化・教職員の連携等）
- ・被害児童生徒の保護、加害児童生徒への指導



② 関係諸機関との連携

- ・警察などの関係機関との連携
- ・家庭・地域との連携
- ・ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①組織名、構成メンバー、活動内容、開催時期や回数

「いじめ防止委員会」

管理職・生活指導部長・学年主任・養護教諭・担任（事案に応じて）

②活動内容

- ・学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

③年間計画

【調査等】

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（学期ごと）
- ・保護者対象いじめアンケート調査 年1回（2学期）
- ・教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査

【研修会】

- ・人権教育実践研修会（5月）
- ・児童理解研修会（5月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ・ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発
- ・学校協議会への提案・協力
- ・委員会への地域諸団体や関連機関の参加要請

(3) 取組内容の検証

- ・「運営に関する計画」との関連
- ・取組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法

7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等
があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ②学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）について
 - ・調査組織の設置や事実関係の明確化
 - ・被害児童生徒及びその保護者への適切な情報提供
 - ・教育委員会への報告
- ③報道機関への対応
 - ・「学校園における報道機関への対応マニュアル」（平成26年4月）に基づき、適切に対応する。